

川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市長 越田謙治郎

川西市規則第 26 号

川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則

川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則（平成27年川西市規則第17号の2）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 特定地域型保育事業 法第43条第 <u>3</u> 項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (6)・(7) (略) 別表（第3条関係） (別紙1)	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 特定地域型保育事業 法第43条第 <u>4</u> 項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (6)・(7) (略) 別表（第3条関係） (別紙1)

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

(略)									
備考	1 (略)								
	2 この表における所得割の額については、 <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条に規定する税額控除の適用前の額とする。</u>								
	3～6 (略)								
	7 C階層からD10階層までの世帯であつて、 <u>同一世帯に2人以上の小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）が保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用（以下「保育所等に入所」という。）している場合における次表の第1欄に掲げる児童に係る利用者負担額は、同表第2欄により計算して得た額とする。</u>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア <u>保育所等に入所している小学校就学前子どものうち、年長者（その児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。）</u></td> <td>利用者負担額</td> </tr> <tr> <td>イ <u>保育所等に入所しているア以外の小学校就学前子どものうち、年長者（その児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。）</u></td> <td>利用者負担額に2分の1を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>ウ <u>保育所等に入所している上記以外の小学校就学前子ども</u></td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	ア <u>保育所等に入所している小学校就学前子どものうち、年長者（その児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。）</u>	利用者負担額	イ <u>保育所等に入所しているア以外の小学校就学前子どものうち、年長者（その児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。）</u>	利用者負担額に2分の1を乗じて得た額	ウ <u>保育所等に入所している上記以外の小学校就学前子ども</u>	無料
	第1欄	第2欄							
	ア <u>保育所等に入所している小学校就学前子どものうち、年長者（その児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。）</u>	利用者負担額							
	イ <u>保育所等に入所しているア以外の小学校就学前子どものうち、年長者（その児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。）</u>	利用者負担額に2分の1を乗じて得た額							
ウ <u>保育所等に入所している上記以外の小学校就学前子ども</u>	無料								
8・9・10 (略)									

別表 (第3条関係)

(略)									
備考	1 (略)								
	2 この表において <u>市民税所得割の額とは、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者について特定教育・保育のあった月の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第21条に規定する規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額とする。</u>								
	3～6 (略)								
	7 C階層からD10階層までの世帯であつて、 <u>負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合における次表の第1欄に掲げる児童に係る利用者負担額は、同表第2欄により計算して得た額とする。</u>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア <u>負担額算定基準子どものうち、年長者(その児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。)</u></td> <td>利用者負担額</td> </tr> <tr> <td>イ <u>ア以外の負担額算定基準子ども</u>のうち、年長者（その児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。）</td> <td>利用者負担額に2分の1を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>ウ <u>ア及びイに掲げる者以外の負担額算定基準子ども</u></td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	ア <u>負担額算定基準子どものうち、年長者(その児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。)</u>	利用者負担額	イ <u>ア以外の負担額算定基準子ども</u> のうち、年長者（その児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。）	利用者負担額に2分の1を乗じて得た額	ウ <u>ア及びイに掲げる者以外の負担額算定基準子ども</u>	無料
	第1欄	第2欄							
	ア <u>負担額算定基準子どものうち、年長者(その児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。)</u>	利用者負担額							
イ <u>ア以外の負担額算定基準子ども</u> のうち、年長者（その児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。）	利用者負担額に2分の1を乗じて得た額								
ウ <u>ア及びイに掲げる者以外の負担額算定基準子ども</u>	無料								
8・9・10 (略)									